

一般社団法人日本パラカヌー連盟
役員選考規程

第1 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラカヌー連盟（以下「本連盟」という。）の定款第4章第24条に定める役員を選任に関し必要な事項を定め、かつ役員選考に関する運営の円滑化を図ることを目的とする。

(役員資格)

第2条 本連盟の役員は、次の要件を満たさなければならない。ただし、卓越した知見実績を有する者として理事会の承認を得た者については、第8号の要件を免除することができる。

- (1) 本連盟に適用される法令に定められる役員の欠格事由に該当しないこと。
 - (2) 組織運営、法律、会計、財務、スポーツ、パラスポーツ、障害福祉、又はカヌーの分野の一つ以上において、専門的な知識や経験を有していること。
 - (3) 健康であり、業務に支障がないこと。
 - (4) 遵法精神に富んでいること。
 - (5) 人格見識ともに優れ、本連盟活動に貢献し、かつ本連盟発展に寄与する意思および資質を有すること。
 - (6) 本連盟の活動に対する活動時間を確保できること。
 - (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に定める暴力団員およびその他の反社会勢力であったことがないこと。
 - (8) 就任時において、年齢が75歳未満であること。
- 2 本連盟の役員連続した在任可能期間は3期までとする。ただし、本連盟の活動において特筆した実績を有する者であって代替人員の確保が困難な事情がある場合は1期に限り延長することができる。

第2章 役員候補者選考委員会

(役員選考委員会)

第3条 理事会は、役員を改選する定時社員総会の相当期間前に、本連盟の理事候補者および監事候補者の選考のため、役員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第4条 役員候補者選考委員会は、原則として次の委員3名以上5名以内で構成する。

- (1) 社員
 - (2) 理事
 - (3) 事務局職員
 - (4) 外部有識者
- 2 前項の委員は、理事会の承認を得て代表理事が委嘱する。
 - 3 委員長は、委員の互選で決定する。
 - 4 委員は、理事が過半数を占めてはならない。

(委員の任期および報酬)

第5条 委員の任期は、役員の選任日から2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員は、無報酬とする。ただし、委員がその職務を遂行するために要した費用は本連盟の負担とする。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。ただし、他の委員が招集することを妨げない。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。ただし、委員長に事故あるとき又はやむを得ない事由により委員長が欠席するときは、出席委員が協議の上、議長を定める。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き決議することができない。
- 4 委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めないものとする。
- 5 委員長は、委員会の開催に当たり、参考人の出席を求めて意見を聴取することができる。

(役員候補者の推薦)

第7条 役員候補者となるためには推薦を必要とする。

- 2 理事の推薦については以下のとおりとする。
 - (1) 社員による推薦 ただし、社員1名につき1名の推薦に限る。
 - (2) 役員又は外部の学識経験者による推薦
- 3 監事の推薦については以下のとおりとする。
 - (1) 顧問、役員又は外部有識者による推薦
 - (2) 委員会による推薦

(役員候補者の決定)

第8条 委員会は、前条に基づき推薦された被推薦者から、理事については被推薦者15名以内、監事については被推薦者3名以内を選出する。この場合において、委員会は、理事の被推薦者について、次の人員構成となるように努めるものとする。ただし、役員候補者が委員を兼ねる場合は、自身の決議において議決権を行使することはできない。

- (1) 女性理事の割合が40%以上になるよう努める。
 - (2) 外部理事（最初の選任時において、過去に本連盟の役員、社員、委員会委員、又は使用人を務めたことがない者であり、非会員である者をいう。）の割合が25%以上になるよう努める。
 - (3) 競技関係者及び普及関係者の割合が偏らないよう努める。
- 2 委員会は、前項により選出された被推薦者から役員候補者を選考し、役員候補者名簿を作成し、理事会に答申する。ただし、前項により選出された被推薦者の人員が、定款に定める役員の定数に達しないときは、委員会は、定員に達するまで、不足する人員を選考するものとする。
- 3 委員会は、議事終了後速やかに役員候補者名簿および議事録を作成し、委員長が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を総会に提出しなければならない。

第3章 役員決定

（役員決定）

- 第9条 理事会は、前条第3項の役員候補者について、社員総会に提案する。理事会は、社員総会への提案にあたり、役員候補者選考委員会の判断を尊重する。
- 2 定款第24条に基づき、社員総会は、前項の役員候補者名簿について審議の上、役員を決定する。
 - 3 役員の任期途中で欠員が生じた場合による役員候補者の選考については、本規程によることを要しないものとする。

第4章 雑則

（改廃）

- 第10条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

- 1 本規程は、2021年5月19日から施行する。
- 2 本規程は、2025年6月6日から一部改定施行する。

- 3 本規程は、2025年10月8日から一部改定施行する。
- 4 本規程は、2026年3月24日より一部改定施行する。